

令和 6 年度及び第 5 期中期目標期間（見込み）業務実績等報告書の  
主なポイント

- ・本資料については、中期期間業務実績等報告書をベースに記述しています。
- ・その上で、令和 6 年度業務実績等報告書において A 以上の自己評定を付した項目部分に、その評定の判断材料とした令和 6 年度の取組や成果に関する記述を追加しています。（黄色ハイライト部分）

**第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**

1 全国的な改良の推進

（1）種畜・種きんの改良

○ 乳用牛について、若雄牛を含む国内種雄牛について年 2 回、国内雌牛について年 3 回、海外種雄牛について年 3 回の評価を実施するとともに、その結果を公表した。

うち、新たな形質として、暑熱耐性について、センターで作出する候補種雄牛も含めてゲノム育種価の算定を令和 3 年度から行い、令和 3 年 8 月から評価値公表を開始した。

さらには、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上に関する取組として、分娩形質（難産率・死産率）のゲノム育種価を算定し、令和 6 年 2 月からは国内種雄牛及び国内雌牛の評価値公表を開始した。加えて、子牛生存能力について、令和 7 年 2 月から評価値公表を開始、また、疾病抵抗性について、令和 7 年度中に評価値公表を開始できる目途が立つまでに、技術面及び体制面の検討を進展させた。

また、センター自らが有する多様な育種素材に加え、国内外から導入した育種素材を用い生産した雄子牛から泌乳持続性や体型に特長を持ち、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を上回る遺伝的能力を有する候補種雄牛を目標頭数以上作出してきた。なお、令和 6 年度では、育種価目標数値を大きく上回る遺伝的能力を有する候補種雄牛に加えて泌乳持続性、体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛を合わせて 30 頭作出了。

○ 肉用牛について、黒毛和種については、脂肪酸組成に係るゲノム育種価の評価精度を高められるように、評価手法を検討し、センターで作出する候補種雄牛の脂肪酸組成のゲノム育種価の算定を令和 5 年度に試行、令和 6 年度から開始した。また、4 系統群・5 希少系統に配慮して交配・選定を行い、増体性や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を目標頭数以上作出してきた。特に令和 6 年度作出の増体性に特長を持つ 16 頭については、直接検定時の 1 日当たりの生体の増体量の平均値が 1.32kg となっており、令和 7 年度の目標値をすでに上回っている。

褐毛和種については、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性

の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を毎年度3頭（令和3年度～6年度平均）作出してきた。

- 豚について、デュロック種では特に増体性、ランドレース種及び大ヨークシャー種では繁殖性を重視した改良に取り組み、デュロック種については、1日あたりの増体重が1,103g、ランドレース種及び大ヨークシャー種については、それぞれ1腹当たり育成頭数が10.9頭、10.2頭となる種豚群を作出してきた。
- 国産鶏種について、卵用鶏・肉用鶏ともに産卵率、肉用鶏については4週齢時の体重を重視した改良に取り組んだ。データに基づく推定育種価を用いた選抜・交配を行った結果、産卵率については8系統で、4週齢時の体重では1系統（白色プリマスロック：1330系統）で中期計画の達成目標値（概ね2%以上）を上回る見込みである。卵用鶏の後期産卵率の推定育種価が2系統で、肉用鶏の推定育種価が全ての6系統で中期計画の達成目標値（概ね2%以上）を上回った。さらに、4週齢時体重の推定育種価が1系統で40.86gと達成目標値（20g以上）を上回った。
- 重種馬について、人工授精を活用した効率的な繁殖を行うため、毎年度7頭（令和3年度～6年度平均）の種雄馬から人工授精用精液の採取を行うとともに、繁殖雌馬に対して人工授精を実施し、毎年度60頭以上の受胎を確認した。また、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を毎年度6頭（令和3年度～6年度平均）作出してきた。
- めん羊・山羊等について、現有のサフォーク種と日本ザーネン種を維持するとともに、肉用牛の日本短角種、鶏の軍鶏、豚の中ヨークシャー種を維持した。梅山豚については令和6年度まで維持した。

## （2）遺伝的能力評価の実施

- 遺伝的能力評価について、各畜種の全国的な遺伝的能力評価結果を年4回以上公表または提供したほか、乳用牛のホルスタイン種及び肉用牛の黒毛和種及び褐毛和種については、ゲノミック評価値の提供を行い、豚では国産純粹種豚改良協議会会員に評価結果及びランキングを提供した。さらに、乳用牛については、ゲノミック評価の信頼度向上、速報値の提供、在群能力評価対象の拡大を行い、評価精度の大幅な向上と情報提供の迅速化を図った。特にゲノミック評価に雌牛のデータを加えたことでゲノム育種価の信頼度が向上し、子牛の選抜に活用することで、我が国で飼養する乳用牛全体の改良速度が上がることに加え、より信頼度の

高く種雄牛を早期に利用することが可能となった。

令和6年度は、乳用牛においてNTP（総合指数）の大幅な見直しを行い、大きくなり過ぎた体の大きさの適正化、雌牛の繁殖能力の改善等により、長命連産性の改良をさらに強化するとともに、利用者が評価値の変動を適切に判断しやすいように表示方法の改善も行った。このことは、家畜改良増殖目標値を十分に上回り、改良速度を維持しつつ、機能的体型の改良が進むことが期待されるとして、業界誌延べ9誌に紹介された。

### （3）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

- 乳用牛については、ゲノミック評価の活用、NTPの改善点、新しく評価を開始した形質（暑熱耐性、乳房の傾斜、気質・搾乳性、分娩形質、子牛生存能力）等への理解醸成を図るための情報提供を積極的に行った。

肉用牛については、各品種別の遺伝的能力の推移の他、黒毛和種の肥育地域別と畜月別枝肉成績の推移等を公表した。また、肉用牛研究会や県主催の会議等の機会を活用し、黒毛和種の繁殖関連形質やゲノム育種価を利用した育種改良についての情報発信を積極的に行った。

豚については、繁殖雌豚の群飼、繁殖雌豚の移動ストレス、暑熱の影響を考慮した遺伝的能力評価について、学会や専門誌による情報発信を積極的に行った。

令和6年度でも、これらの情報について、分析・提供を積極的に行つた（乳用牛で18回、肉用牛7回及び豚6回、計31回実施）。

### （4）多様な遺伝資源の確保・活用

- 家畜遺伝資源の保存においては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の収集・継続保存・特性調査、飼料作物の栄養体保存、種子の再増殖等を計画どおり実施し、保存している遺伝資源から研究、品種保存及び教育目的に凍結精液や血液を提供した。

- 鶏始原生殖細胞（PGCs）の保存技術の活用については、場内での〇JTを行うなど、保存技術の定着に向けた取組を進め技術習得した職員を継続して育成しており、令和6年度は3名確保した。

PGCsの保存技術に関する普及のための情報提供等については、センターにおけるPGCsの取組状況を紹介したほかPGCsの凍結融解後の生存率について発表するなど情報提供を行ってきた（令和5年度1回、令和6年度3回、令和7年度1回見込み）。令和6年度は、卵用鶏3鶏種について、PGCsの保存技術を活用した遺伝資源の保存の試行を行うとともに、生存性を確認した。このうち1鶏種について、PGCsの

凍結保存、融解後の移植を試行し、19羽のヒナを得るまでに至った。

- センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼養については、各畜種において、リスク分散のため複数牧場で計画どおりに分散管理を行うとともに、受精卵の生産と管理換した受精卵からの子畜の生産等を実施したほか、令和6年度は、豚のユメサクラエースに対する需要に応えるため、宮崎牧場で作出した受精卵を茨城牧場において移植し得られた種雄豚から精液配布を行った。
- 高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のため、経腔採卵（O P U）研修会及びO P U—I V Pの技術指導を、目標を上回る年間概ね2回開催し、これらの技術を有する獣医師職員を約10名（令和3年～6年までの平均人数）確保するとともに、受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を51名（令和3年～6年までの平均人数）確保した。なお、令和6年度は、それぞれ目標を上回る12名及び54名を確保し、当該獣医師職員等が都道府県、団体等の依頼に基づき経腔採卵等に関する個別研修を8回開催し、参加した都道府県等の研修生に技術指導を行い、受精卵の供給に係る技術普及に貢献した。

## 2 飼養管理の改善等への取組

### （1）スマート畜産の実践

- 搾乳ロボットや個体別自動哺乳ロボットの活用事例、分娩監視システム活用により得られた黒毛和種や褐毛和種の結果、また、分娩牛や哺乳子牛などの監視に市販防犯カメラを用いた取組事例など、実用的な情報提供について中期期間中に14回実施した。令和6年度は、上記の実践的な情報をホームページや講習会、研究会を通じて計3回提供を行った。
- 繁殖雌豚について、カメラ画像を用いた繁殖管理システムを開発・実証する中で、市販の動体検知システムや物体認識システムを繁殖雌豚管理に適用して導入コストを削減できた。本成果は学会発表だけでなく、養豚産業界で注目の高さから農林水産省のYouTubeの動画掲載、県の研修会での招待講演、シンポジウム、複数の専門誌への依頼執筆等幅広い媒体で発信し広く普及を図っている。

### （2）SDGsに配慮した畜産物生産の普及

- 中期期間中に、豚・鶏それぞれで1牧場以上G A P認証を取得する目標に対し、豚では茨城牧場で、鶏では岡崎牧場で新規にG A P認証を取得するとともに、肉用牛では宮崎牧場と鳥取牧場（令和6年度）でも認証を取得した。農場H A C C Pでは、十勝牧場で新規に認証を取得し、さら

に新冠牧場において、令和7年度に新たに認証を取得した。

本所を含めた12牧場において、畜産GAP取得に向けた研修会等を、目標を上回る1牧場当たり平均4.8回受講（令和3年度～6年度実績）するなど、人材の養成を図った。令和6年度は、1牧場当たり平均7.4回受講した。

- SDGsに配慮した家畜改良の推進について、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するため、牛および豚について、収集したデータを利用して、遺伝的パラメータの推定を行った。
- 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証として、出荷月齢26か月とする短期肥育の実証を行うため、枝肉重量関連遺伝子型を判定した肥育牛45頭のデータ収集を行うとともに、牛肉サンプル採取を行い理化学特性の分析を行った。繁殖牛の肥育技術開発において、再肥育期間について、高タンパク給与による増体が見られないこと、6か月程度が適度な期間であること及び放牧等による牛脂肪色は再肥育期間を長くしても改善しない結果であったことについて情報提供を行った。また、放射性セシウム低吸収草種であるトルフェスクの簡易栽培法の実証のため、試験ほ場の収量調査等を行った。
- 持続可能な畜産経営実現への支援のため、畜産GAP認証を取得している牧場での講習会やSDGsの推進のため飼養管理や繁殖管理技術に係る講習会など計41回行い、理解度は計画を上回る93.2%であった。また、飼養管理技術等に関する動画コンテンツをYouTubeに計11本掲載し研修会で活用した。また、家畜人工授精に関する免許取得講習会は、馬、めん羊・山羊のいずれかについて毎年度1回以上計画的に開催し、今中期期間中、馬については21名、めん羊・山羊については27名の合計48名が受講したが、全ての年度において修了試験合格率100%を達成した。令和6年度は、飼養管理や繁殖管理技術に係る講習等を計11回実施し、参加者の理解度は全体で計画を上回る93.8%、満足度は99.2%であった。動画コンテンツを3本YouTubeに掲載した。また、労働基準監督署及び農業関係団体からの要望に応じ、センターでの労働安全衛生に関する取組状況の視察を受け入れ、労働災害に関する情報提供（1回）を行った。

### （3）家畜衛生管理の改善

- 家畜衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、専門誌への掲載、講師派遣、ホームページによる情報発信に積極的に取り組み、情報提供を達成目標概ね30回を上回る36回実施した（令和3年度～6年度平均）。

令和6年度は達成目標を大きく上回る44回の情報提供を行い、畜産現場の衛生レベル向上に寄与した。

### 3 飼料作物種苗の増殖・検査

#### (1) 飼料作物種苗の検査・供給

- 国際種子検査協会（ISTA）の技能試験において、総合評価にて、5区分中4区分で計画技術水準である「良技能」より更に優れる「優良技能」を獲得した。ISTAによる査察（令和5年度実施）では「本質的な不適合として是正する点」は「無」と、極めて高い評価により認定ステータスを維持した。また、品質管理活動として、民間企業からの要望に応え、民間企業の種苗検査担当者を対象としたISTA国際規程に基づく検査手法の技術指導を行い、アンケート結果では高い理解度及び満足度の評価を得て、国内民間業務における飼料作物の種苗種子及び自給飼料の増産に貢献した。

令和6年度実施のISTA技能試験では、6項目の個別評価のうち5項目で「良技能」より更に優れる「優良技能」を獲得した。

- 国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保について、あらかじめ関係団体等から情報収集を行い、需要に即した計画的な生産を行うとともに実証展示に供する量の適正化を図ることにより、適正な在庫を維持した。
- 委託に応じた適切な種苗の増殖について、民間の種苗業者が要望する数量及び品質を確保するための必要な面積を確保し、適切な管理により単収増を図ることで、計画数量を42%上回る種子（令和3～6年の平均値）を委託もとに供給した。令和6年度は、計画数量を17%上回る供給を行い、特に飼料用イネについては、種子生産が極めて困難な品種を含め計画量を上回る供給によって、優良品種の普及に貢献した。

#### (2) 飼料作物の優良品種の普及支援

- 飼料作物の優良品種の普及支援について、毎年10回程度（令和3～6年の平均値）の講習会を実施した。また、計画を大きく上回る41か所（令和3～6年の平均値）の実証展示ほを設置し、旧来品種との比較における新品種の優位性を関係者に広報するとともに、センターのホームページにて関連情報の掲載を行い積極的な情報発信を行った。令和6年度も、優良品種の実証展示について、計画を大きく上回る38か所の展示ほを全国的に設置し、既存品種との比較における新品種の優位性を関係者に広報するとともに、センターのホームページにて48回の関連情報掲載を行い積極的な情報発信を行った。

さらに、粗飼料生産については、家畜改良センターの年間需要量を上回る122%（TDNベース/令和3～6年の平均値）の生産を行い、年間を通じて支援要請に十分対応可能な粗飼料を確保した。令和3年度には、災害等における緊急の粗飼料支援（北海道における少雨被害）に対応した。

#### 4 調査・研究及び講習・指導

##### （1）有用形質関連遺伝子等の解析

○ 家畜・家きんの有用形質の解析においては、ゲノム情報を活用した家畜改良のため、保有する育種集団の解析を行い、乳用牛の疾病抵抗メカニズムの推察、肉用牛の食味関連遺伝子と官能評価値との関連性や、余剰増体重とルーメン細菌叢の多様性指数との関連性、豚のオレイン酸割合に関連する新たな遺伝子の検出などの成果が得られたほか、鶏では本中期にて、雌雄鑑別を可能にする羽性遺伝子型を固定する事ができた。また、国内外の学会、学術誌、専門誌等で成果を公表し、畜産研究者・技術者に対し広く成果の周知を図ったほか、鶏では公表した成果を基に県独自の系統の羽性を固定する取組が行われ、技術の社会実装も進める事ができた。

令和6年度には、乳用牛では疾病抵抗性、長命連産性等について、5個の遺伝子で有意な関連性があることを確認した上、このうち2個の遺伝子が「乳房炎罹患の有無」と有意に関連する事を明らかにし、ビタミンDによる免疫系を中心とする疾病抵抗メカニズムの存在が推察された。肉用牛では、肉のやわらかさに関連する1個の食味遺伝子で官能評価値との有意な関連性を確認したことに加えて、別の食味形質に関連が示唆されている1個の遺伝子に新たな多型を検出し、有意な関連性があることを確認した。さらに、飼料利用性形質について、黒毛和種肥育牛の余剰増体重とルーメン細菌叢の多様性指数との間に有意な関連性があることを確認し、本成果について国際的な学会で発表した。豚のデュロック種の産肉能力について、オレイン酸割合に関連する新たな遺伝子に関連が期待できる多型を検出した。またランドレース種の繁殖能力について、1個の多型が種豚選抜時におけるDNAマーカーとして有用であることを確認した。鶏では、羽性による雌雄鑑別を可能にするため、ロードアイランドレッド種Y A系統を全て遅羽性遺伝子型へ計画より1年前倒して固定した。また経済形質への悪影響がないことも確認し、鶏生産の省力化への貢献に寄与し得る結果を得た。

○ 牛の受精卵評価手法等の開発では、体外受精卵において、8細胞から採取した細胞1個と、残りの細胞から生産した子牛におけるSNP数の一致率と、両者の枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂

肪厚、推定歩留、脂肪交雑)のゲノム育種価において全形質で相関があることを世界で初めて明らかにし、わずか細胞1個でも、子牛になる前にゲノム育種価を一定程度予測できる可能性を見出した。また、2細胞の時期に分離発育させた胚盤胞の片方と、もう片方の胚盤胞から生産した子牛においては、SNP数の一致率が非常に高く、ゲノム育種価を高い正確度で予測できる可能性を初めて見出した。さらに、新たな取組として、SNPデータを利用して受精卵の性判定できる可能性を明らかにした上、細胞数の多い胚盤胞だけでなく、わずか細胞1個でも判定できる可能性を見出した。そして、黒毛和種若齢牛からの経腔採卵手法の検討では、①若齢牛専用OPUプローブデバイスの開発及び市販化、②発育に応じて枠を稼働できる若齢牛用OPU専用枠場の開発、③ストレス軽減を考慮した卵胞発育処理法の開発を実現し、これらにより体外受精卵生産成績が向上する月齢時期を明らかにした。

令和6年度は、上記調査の実施に加え、判明した成果の一部を学会で発表するなどし、令和6年度までに査読付き国際学会2件、国内の複数の学会等に10件、招待講演2件を含む関連する全国会議・セミナー5件にて発表、そのほかの関連技術情報を複数の専門紙に寄稿して掲載されるなど、計画を大きく上回る顕著な成果を得た。

## (2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

○ 食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析では、牛肉においては、コザシ化による粗脂肪含量の低減と、オレイン酸による風味の向上を両立させることで、より良い食味の黒毛和牛生産につながる可能性を見出した。

豚肉においては、オリジナルに考案した脂肪酸のM/P比が高いと食味性に正の効果、低いと負の効果があることを示し、M/P比は、生産者による飼養管理の改善指標として、また育種改良の指標として肉質向上を実現できる成果として期待できる。加えて、飼料による霜降り豚肉の効率的な生産技術や、枝肉からの霜降り度の評価技術について実践的な成果を得た。

鶏肉においては、計画に即して「歯ごたえ」の指標として、せん断力価が幅広い鶏種で有効であることが示され、「歯ごたえ」があると感知される水準を明らかにした。それに加えて、「歯ごたえ」のうち、「適度」とび「かたすぎる」と感知されるせん断力価の範囲(水準)を初めて示した。これらの理化学特性の水準を利用して、家畜改良センターが保有する種鶏の食味を推測することができ、食味性にも着目した種鶏の提供につながる。

令和6年度も、上記調査の実施に加え、判明した成果について、英語論文3報、学会発表2題、新聞へ記事掲載1回、シンポジウムなど依頼講演

9回、業界誌記事3編に公表した。英語論文のうち2報はいずれも光学評価技術に関するものであり、食品科学分野で影響力の大きい国際誌に掲載され、また本技術の社会実装はわが国がその分野で国際的にトップクラスであることも意味している。

- 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析においては、対欧米輸出の課題となっていた低需要部位（モモ）も含めて両者の肉質の違いを示した。黒毛和牛肉の輸出拡大のためには、海外での競争相手である海外産 WAGYU 肉と肉質特性を比較することは重要であり、それらの理化学的、官能的肉質特性の違いを令和5年度までに調査解析した。

令和6年度は、それらの成果を発信するため、ロースの結果を学会で論文発表し、モモの結果は別学会で口頭発表することができた。さらに、論文内容を分かりやすく解説した記事を業界誌に投稿し周知した。その結果、複数の輸出関連業者等が関心を持ち、詳細情報を提供した。

加えて、全国の対米輸出施設で大きな問題となっている血斑多発に対し、団体から課題解決を依頼され、現地調査や文献調査などから諸要因を明らかにし、学会総説の執筆、血斑発生対策マニュアルの作成、依頼講演、プレスリリースなどを行った。反響は大きく、新聞に取り上げられたほか、複数の業界専門誌から血斑対策についての解説記事を依頼された。

### （3）豚の受精卵移植技術の改善

- 採卵の際に手術室及び手術台といった専用施設や設備を要することなく、豚を運搬するための労力や豚舎外へ豚を搬出することによる防疫リスクを低減し、さらに、採卵にかかる操作の簡易化も実現した。これにより、衛生的な種豚導入やリスク対策としての遺伝資源の保存法として胚移植を選択できるようになり、疾病リスクの回避や種豚導入コストの削減、貴重な遺伝資源消失の回避に資する方法として生産現場への受精卵移植関連技術の普及に貢献する大きな成果である。成果は学会発表3件にて発表し、関連成果においては学会奨励賞を受賞するとともに民間・県から複数の研修受入も実施し、計画を上回る成果を得た。

令和6年度は、子宮角の上部約3分の1のみを灌流することで90%以上の胚回収を可能したことから、灌流時間の短縮及び灌流範囲の縮小による豚への侵襲性軽減を示した。また、灌流時に使用する採卵補助器具の改良を進めて改良器具を完成させ、本器具を使用することで、露出した子宮が皮膚に触れて汚染する可能性を低減させ、衛生的な灌流を可能とした。下臍部法及び正中線法の採卵においては、腹膜縫合の有無による所要時間の短縮とその影響としてヘルニア発生率を示し、下臍部からの採卵における縫合時間の短縮と縫合行程の簡易化が期待できる。さ

らに、下臍部法による採卵で移植産子を得られたことから、計画より前倒して新たな採卵方法として利用可能なことを示した。

#### (4) 知財マネジメントの強化

- 「知的財産に関する基本方針」の中で定めた「知的財産のマネジメントに係る基本方針」に基づき、単獨特許について独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する「開放特許情報データベース」に掲載するなど情報提供を行った。

#### (5) 講習・指導

- 中央畜産技術研修会については、受講者の理解度及び満足度は、アンケート調査を行った全ての年度において目標とする80%以上の結果（各平均92.3%、97.3%）が得られた。令和6年度は、22講座開催し、599名（他聴講36名）を受け入れた中、理解度は96.2%、満足度は97.9%となった。さらに、対面受講可能人数以上に受講希望があった研修については対面とWEB聴講を同時に開催することで、待機者も聴講できる環境を整えた。
- 都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修については、毎年度30回程度実施し、計173名を受け入れた。研修内容の充実化や受講者の技術水準に応じた実施内容とするなど工夫し、受講者の理解度は、全ての年度において80%以上（平均95%）となった。団体等が開催する研修については、本所及び牧支場において研修施設の提供等を行い、令和6年度までに44回1,738名を受け入れた。  
(独)国際協力機構（JICA）からの依頼に基づく海外技術協力研修については、各国の受講者やJICAより好評を得ており、研修後のアンケート調査では、全ての年度において受講者全員が、研修全体について「よく理解できた」と回答し、理解度100%となった。令和6年度には実践的なカリキュラム編成として、研修員の自国の畜産政策上の優先課題等に係るレポートの発表会の開催や、前年度研修員から自身が本研修で企画したアクションプランの自国での進捗状況の報告を聞いて経験を学び取る課程を設けるなど工夫して実施した。

### 5 家畜改良増殖法等に基づく事務

#### (1) 家畜改良増殖法に基づく事務

- 毎年度5千頭以上の種畜について、種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。目標（100名）を上回る154名（令和3年度～6年度平均）の種畜検査員を確保するとともに、種畜検査員を確保するための研修会や種畜検査を的確に実施するための種畜検査員に対する講習会を

開催した。また、デジタル技術を活用した種畜検査に向けて見本動画を作成し、都道府県担当者へ、説明チラシを種畜の飼養者へ配布するとともに、令和6年度からはデジタル受検で申請のあった種畜についても適正に検査を実施した。令和7年度は、デジタル受検の対象に馬を追加する見込み。

そのほか、家畜人工授精所への立入検査に対応するため、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を、目標(20名)を大きく上回る37名(令和3年度～6年度平均)確保するとともに、検査員確保のための講習を実施した。さらに、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を行い、立入検査(令和4年度73件、令和5年度38件、令和6年度39件)に対応し、家畜遺伝資源の不正流通防止に寄与した。

令和6年度には、申請のあった5,911頭(うちデジタル受検697頭)について、種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。種畜検査員は156名を任命して確保するとともに、種畜検査を的確に実施するための種畜検査員に対する講習会を1回、種畜検査員確保のための職員に対する研修会を1回実施した。

さらに、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を令和6年度には47名確保するとともに、検査員の確保のための講習を1回実施した。家畜人工授精所に対する立入検査においては、農林水産大臣の指示のあった37件の立入検査に対応した。家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、職員に対する講習を1回実施した。

#### (2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

- 種苗法に基づく飼料作物の指定種苗検査については、1,188点(令和3年度～6年度平均)について実施し、検査の結果を農林水産大臣へ適切に報告した。また、立入検査等を着実に実施するため、講習会の開催等を通じて、検査等に必要な能力等を有する職員を毎年14名程度確保した。遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)に基づく立入検査の指示は無かったが、講習会を実施し立入検査等の能力を有する職員を毎年15名程度確保した。

### 6 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務

#### (1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

- 牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成等に関する事務については、的確に実施した。と畜場への搬入時などと畜の届出に関するエラー情報では、牛肉の流通の緊急性

を鑑み、円滑な牛肉の流通に資するため、センター自らが、すみやかに牛の管理者及びと畜者等に事実確認を行い、年平均約 9,200 頭のエラー解消を積極的に実施した。令和 6 年度は、9,294 頭のエラー解消を積極的に実施した。

牛の管理者等からの緊急的な耳標の送付要望に対応するため、配付済みの都道府県内の耳標の未使用分の管理者変更を年平均約 2 千件（約 5 万頭）実施した。令和 6 年度は約 1,909 件（約 3 万頭）実施し、離農管理者等の耳標を有効利用できるよう取り組んだ。

また、耳標の管理者変更手続き業務の省力化を図るため、北海道庁の振興局管内を単位とした自動的に耳標の管理者変更処理を行う仕組みを構築し、十勝振興局管内における試行を経て、令和 5 年 12 月から北海道内全域に拠点を設定して管理者変更処理を実施した。令和 6 年度には、出生届を速やかに処理できるよう手順の再周知を行い、確実にこの仕組みによって牛個体識別台帳に記録できるよう農林水産省及び北海道と連携し体制を強化した。

農林水産省の依頼を受け、牛の個体を識別するための耳標について、規格に適合しているかの審査を実施し、耳標業者から提出された資料等により審査を行い、その結果を耳標審査委員会で確認の上、農林水産省等に報告した。令和 6 年度には、動物実験の 3R の原則に基づき、令和 7 年度に供給する耳標において、牛の代替となるシリコン製の試験素材を用いた新たな試験方法を採用し、牛を試験に用いるフィールド試験を廃止する等、審査方法を見直した。

○ 緊急検索の対応については、農林水産省の依頼を受け、緊急検索の迅速化・効率化等を図るため、BSE 検索システムの改修及び担当職員が民間で実施しているシステム関係の研修に述べ 18 名参加した。令和 6 年度には、今後の緊急検索時において、適切にデータを抽出し、情報提供を行うため、BSE 防疫指針等の変更を踏まえ、BSE 緊急検索システムにより農林水産省へ情報提供するデータの変更点等を整理し、BSE 緊急検索マニュアルの見直しを行った。

このほか、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う検索依頼に速やかに対応するため、当該地域の飼養牛についての異動情報等があるかどうか日々確認を行い、情報が更新された際には、依頼があった原発周辺市町村の飼養牛リスト及び異動情報等をこれまで計 58 回（139 頭）報告した。令和 6 年度は、19 回（異動情報 35 頭）報告した。

## （2）牛個体識別に関するデータの活用

○ 牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、同意農家 8,834 件分（令和 6 年度末時点）の情報を全国版畜産クラウドに継続的に提供するとと

もに、定期的に集計しホームページ上で公表している届出統計情報について、畜産クラウドシステムを通じて農業データ連携基盤（WAGR I）に毎年14回（令和3年度～6年度：計56回）情報提供した。

全国畜産団体向けのオンラインによる情報提供について、システム改修の要望に応じて一部クラウドサービスに移行するとともに、データ取得に関する照会にも対応し、関係団体と意見交換を行うなど、システムの安定稼働と円滑な情報提供に取り組んだ。

また、各種補助事業の要件確認等のための牛個体識別情報の利用申請に対応して、中期期間中に計5,041回のデータ提供を行い、補助事業の適正な実施に貢献した（令和6年度：896回）。また、令和4年度の誤提供を踏まえ、誤提供の再発防止のための業務改善策を作業手順書に取りまとめ、実施を徹底した。

これらの情報提供に当たっては、令和5年度に牛個体識別全国データベース利用規程を改正して電子メール等による申請をより効率良く受理し処理できるよう改善し、個人情報を適正に管理しつつ、迅速かつ的確に情報提供を行った。

- このほか、令和5年度から畜産クラウド全国推進コンソーシアムの構成員として、牛個体識別情報活用の基盤である牛個体識別電算システムの効率的・安定的な運用に関する機能強化及び利便性向上に向け、中期目標設定時には想定されていなかった全面的なシステム再開発に取組んでいる。開発に当たっては、情報セキュリティ対策の確保を含め、情報の誤提供防止など正確性を確保する観点から、一人の担当職員だけで完結しないダブルチェックの仕組みをシステム要件に盛り込み、システム再開発によるヒューマンエラーの削減を図る工夫を講じた。

令和6年度は、令和5年度に策定したシステム要件及び再開発計画に基づき、利用者の意見要望を適確に把握しシステムの設計に盛り込む等、計画的に取り組んだ。その際、特にシステム再開発業務は前例のない大規模な取組であるため、コンサル業務を発注することで着実な進行管理を確保したほか、認識の齟齬の解消や要件等の取りこぼしの防止を行うなど、計画の着実な実行に加え、成果の確実性を高める取組を併せて行った。さらに、畜産クラウドからの牛個体識別情報の提供を担当することが決定されたことから、このための暫定環境の構築に当たり、情報提供希望者とのヒアリングを実施する中で暫定環境構築の目的等を丁寧に説明し合意形成を図りつつ農林水産省にも適宜情報を共有したほか、ヒアリングで把握した要望事項をシステム再開発計画に盛り込み、今後の事業の改善や新たな価値実現に向けた布石を打った。

## 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

### (1) 緊急時における支援

- 緊急時における職員の派遣要請に備え、本所・各牧（支）場から速やかな職員の派遣が可能となるよう緊急連絡体制を整備し、毎年度2回、メール送信による抜き打ち訓練を行い、緊急連絡体制の実行性を確認し、要請に備えた。

家畜伝染性疾患関連では、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生道県からの防疫作業への要請に対して、令和3年度から6年度に延べ137名を速やかに派遣し、現地での防疫作業の円滑化に貢献した。要請を受けるに当たっては、年度始めや年末年始等曜日を問わず、農林水産省、センター本所、発生道県周辺の牧支場との間で緊張感をもって連携しながら、通常業務や休日当番等を調整し迅速に対応した。令和3年9月には、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、各々について、まん延を防止するための防疫措置への貢献に対する農林水産大臣表彰を受けた。令和6年度は、豚熱1例及び高病原性鳥インフルエンザ1例への防疫作業緊急支援要請に対応し、速やかに派遣準備を行い、派遣要請先の求めに応じ、防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を延べ13名（鳥フル：6名、豚熱：7名）を現地に派遣した。

### (2) 災害等からの復興の支援

- 農林水産省からの粗飼料の支援可能数量の調査依頼により各牧場の支援可能数量を報告した。

センターが行う粗飼料生産に関しては、支援に必要となる量が不足することがないよう増産可能な牧場で必要量を確保するなどにより、年間を通じて災害等による緊急の支援要請に十分対応が可能な粗飼料を確保し、令和3年度には少雨被害のあった北海道への粗飼料支援を行った。

また、令和6年能登半島地震（令和6年1月）発生の際には、農林水産省からの指示に従い、迅速に石川県への備蓄資材（発電機、水タンク等）の搬出を行った。年初めかつ現地の状況が不明で余震も懸念された極めて厳しい状況の下、運送業者の手配は困難を極めたが、情報収集、運送業者の検索など懸命に行ったことにより、適切な業者の手配、調整、資材の積込みなどを迅速に行うことができた。

### (3) 作業の受託等

- 都道府県、大学、民間等から協力依頼を受け、家畜改良や育種資源の保存等に資する材料提供（種卵など）、実習のための畜舎、人工授精に関する調査等への協力など、391件に対し積極的に協力した。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 一般管理費等の削減

- 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期期間中、対前年度比3%以上抑制するとともに、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比1%以上抑制した。

### 2 調達の合理化

- 調達等合理化計画を策定・公表するとともに、契約監視委員会において競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているのか点検等を行い、その結果を公表した。

また、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催して随意契約によることが妥当であるかの判断を行い、合理的な調達を実施した。

### 3 業務運営の改善

- 情報システムについては、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化などの業務見直しを行った。

Web会議対応等のサポート体制を引き続き維持し、利用者の業務の効率化に努めた。

PMO設置等の体制整備については、令和6年7月にPMO設置規程を制定し、ITガバナンスの強化、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理の推進体制等を整備した。

### 4 役職員の給与水準等

- 役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案して支給基準を定め、公表した。役職員の毎年度の給与水準については、附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開により、給与支給に当たっての基本方針及び給与水準（ラスパイレス指數等）等について、公表を行った。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算、2 収支計画、3 資金計画

- 一定の事業等のまとめを単位とした予算、収支計画及び資金計画を策定することにより、中期計画に掲げる事務事業と予算の見積もりとの対応関係を明確にするとともに、決算との比較による計画の実施状況及

び計画と実績の差について把握し、併せて、貸借対照表及び損益計算書の前年度比較を実施することで、主たる増減要因を明らかにした。

#### 4 決算情報・セグメント情報の開示

- センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算書や一定の財務内容等のまとめごとの適正な区分に基づくセグメント情報を作成し、センターホームページ及び官報に掲載し開示を行った。

#### 5 自己収入の確保

- 事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努め、予算額に対して増加した自己収入は、中期計画の方向に則して、センターの体質強化につながる取組に充当した。

#### 6 保有資産の処分

- 保有財産の保有の必要性を不斷に見直し、保有の必要性が認められない建物、構築物及び車両運搬具等物品類については、不要財産として除去処分するなど実施した。

#### 第4 短期借入金の限度額

#### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

#### 第6 前号に規定する資産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

#### 第7 剰余金の使途

#### 第8 その他業務運営に関する重要事項

##### 1 ガバナンスの強化

- 定期的な役員会・役員意見交換会及び牧場長会議を開催し、業務運営に関する重要事項の審議及び進捗状況並びに懸案事項についての対応等の確認を行った。

四半期ごとに業務進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、業務の進行管理を行った。

第三者委員による内部統制監視委員会を開催し、コンプライアンス推進計画、職員意識調査の取組の実施、法令遵守教育の実施状況等について報告・審議し、本所・各牧（支）場に必要な対策の指示を行った。

ｅラーニングによる法令遵守等教育の実施について、テキストと理解度テストをセットとして毎年1回以上実施した。令和3及び4年度は、コンプライアンスに関する基礎知識の確認が1回、食の安全確保、不祥事再発防止に関する知識の確認が1回の計2回実施し、令和5年度は更に内部統制に関する知識の確認を1回増やして、計3回実施した。

不適切事案の再発防止と職員のコンプライアンス意識の向上を念頭に、令和3年度に新たな職員教育カリキュラム「畜産物の安全性に関する講習会」を導入し、更に令和6年度には教育効果の向上を狙い大幅なカリキュラムの見直しを行い、「内部統制の視点を踏まえた食の安全及び業務品質向上に資する法令等遵守教育」に発展させた。その上、「外部有識者による講習会」を実施し、外部の取組や状況に照らして、自身や職場のコンプライアンスのあり方について見つめなおす機会作りをし、職員一人ひとりが主体的に内部統制に関する意識の醸成に寄与した。

支払関係書類のダブルチェックや出入金時の現金実査、通帳と帳簿の照合を通じて、現預金出納事務を適正に行った。

## 2 人材の確保・育成

- 農林水産省等との人事交流や独自試験の実施により人材を確保したほか、業務に必要な能力や技術向上のための職員研修を実施するとともに、内部資格制度試験を実施し、人材の育成を図った。

## 3 情報公開等の推進

- 財務諸表及び事業報告書等について、独立行政法人通則法の規定に基づき毎年度公表した。その他法令等により公開が義務付けられている情報について、ホームページ等を通じて適切に情報公開を行った。

## 4 情報セキュリティ対策の強化

- 政府統一基準群等を踏まえ情報セキュリティ関係規程等の見直し及び改正を行うとともに、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じた。

CSIRT (Computer Security Incident Response Team(シーサーント)：インシデント対応体制要員) の指名や管理体制の構築により、情報セキュリティ対策体制の整理を図った。

新採者研修をはじめ階層別研修時、全職員対象のｅラーニングにより職員教育を行った。

標的型攻撃メール訓練を実施し、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に努め、また、セキュリティ監査をセンター本所及び牧場で実施するとともに、自己点検を実施し、職員の情報セキ

ュリティ意識の啓発を図り、それらの結果に基づき対策の実施状況を把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図った。

また、令和5年度N I S C監査（マネジメント監査）結果通知での指摘事項については、令和6年度内対応（23件）と、令和7年度内対応（5件）の対応方針をI P A（独立行政法人情報処理推進機構）に報告し、適切に対応している。

## 5 環境対策・安全衛生管理の推進

- 環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や省エネ対策等を実施し、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等の積極的な取組を行った。

労働災害防止に向けて安全衛生推進本部で安全管理体制の再構築と安全意識の浸透・定着化のための人事評価項目の追加、危険予知に重点を置いた安全教育内容の見直し、日常的な安全確保の取組を確実に実施する仕組の追加などを柱としたセンター全体の安全対策の拡充・強化策を盛り込んだ安全衛生年間計画を策定し、計画に沿って作業手順書の作成、四半期に一度の作業手順の遵守状況点検、安全パトロール、安全衛生教育（新規・入場者・役職別研修等）の実施や安全な作業環境の確保（リスクアセスメント等）及び健康管理の確保（熱中症対策、ストレスチェック、面接指導等）等を実施した。

安全衛生委員会を毎月開催し、各職場の職員からの安全衛生に係る意見聴取の実施と検討、労働災害発生状況、保護具着用状況点検等の報告等により、労働災害防止の推進と職員の安全意識の啓発に努めた。

令和5年度から年度計画に基づき3牧場で安全衛生コンサルタントによる安全衛生診断を実施し、その結果を本所及び各牧場を対象に説明し、職員への情報共有を行った。

安否状況等確認のための連絡体制について連絡先を適宜更新し、緊急時の体制を維持した。

## 6 施設及び設備の整備に関する事項

- 業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修した。

## 7 積立金の処分に関する事項

- 前中期目標期間から当中期目標期間へ繰り越した前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当した。